

ゴルフ場事業者 各位

一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会  
公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会

## 「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」改定（第 6 版）

平素より、新型コロナウイルス感染防止対策の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、7 月中旬以降の急激な感染拡大により一部地域に「緊急事態宣言」や「まん延防止等特別措置」が発令される事態となっていました。現状は、ワクチン接種率 70%到達や各方面の多様な感染防止対策が効を奏し、全国的に新規感染者数も低水準となっております。ゴルフ場も、関係各位のご尽力により感染リスクの低いレジャースポーツとして評価されるに至りましたことに衷心より御礼を申し上げる次第です。

感染リスクが高まる冬季を迎えるにあたり、政府からはリバウンドを最小限に留めるべく、「業種別感染防止ガイドライン」の進化と徹底を目指すようにとの要請を受けました。

上記要請を受け、内閣官房・経済産業省と協議し、「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」の一部を改定しましたので、全般的な防止対策の再点検をお願い申し上げます。

特に、感染リスクが高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）においては、本ガイドラインに従い重点的な対策を講じて頂くとともに、三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう、日頃からの徹底をお願い申し上げます。

幸い、ゴルフプレーは「健康維持のための運動」として、緊急事態特別措置法に基づく自粛要請対象には入っておりませんが、ゴルフ場事業も地域社会の責任ある一員であるため、感染防止ガイドラインを遵守頂き、感染防止に最大限の努力をお願い申し上げます。

記

### 【主な改定点・・・茶色で表示】

1. 出勤後に「体調が悪い従業員が見出された場合」・「発熱等軽度の体調不良を訴えた場合」
  - ①「抗原簡易キット」を活用して検査を実施する。
  - ②「抗原簡易キット」での検査結果が陽性の場合、保健所の上承を得た上で、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施。
  - ③「抗原簡易キット」は、国が承認したキットを用いること。（※ 4 参照）
2. 「正しいマスクの着用」を徹底（※ 2 参照）  
感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う。（品質の確かな、できれば不織布を着用）
3. 換気徹底による密閉回避・保温（※ 3 参照）
  - ・適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気の徹底  
（1 時間に 2 回以上、かつ、1 回に 5 分間以上）
  - 換気に加えて、CO<sub>2</sub> 測定装置の設定（室内の複数個所に測定し、換気が不十分となりやすい場所）  
HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も検討する。

必須項目は、アンダーラインで表示します。（チェック欄: )

## ゴルフ場従業員の「新型コロナウイルス感染防止対策」

### 【目的】

- ◆ 従業員一人一人の健康リテラシーの向上による「新型コロナウイルス感染症対策」が、本人を含めた大切な人の命を守ることになるとの共通認識を会社と従業員が共有する。
- ◆ 日常的な健康管理（個人情報管理を厳守し、体温測定記録や体調の告知記録等）を時系列的に記録し、会社と従業員の双方が共有することにより、体調の変化等に早期に的確な対応が可能となるようにする。
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症」の予防措置としての行動変容を理解させ、日常の業務遂行時の行動の習慣化を図る。

### 【具体的施策チェックリスト】

#### 1. 日常の健康管理と対処方針

- 健康管理に万全を期すため、毎日の「体温測定」と「体調記録（自己診断で可）」を「記録管理」する。  
（個人情報として、厳格に管理することを前提に社内のコンセンサスを得る）
- 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。  
抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。陰性の場合も速やかに帰宅し、症状の軽快まで自宅待機とする。  
抗原簡易キットの購入について（※4）
- 発熱等の風邪症状の自覚を感じた場合は、直ちに報告させ、休暇を取得させる。  
ルール化すると共に職場風土を醸成する。
- 通勤手段や時間帯等について相談の上、配慮する。（車や自転車通勤の奨励する）
- 安全衛生委員会、衛生委員会等において会社と感染予防策を協議し、会社と従業員の意志疎通を図るとともに、必要な予防策は躊躇なく実施する。
- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ」（COCOA）、自治体独自の通知アプリ、QRコード読取を活用したシステムへの登録を推奨する。  
（携帯電話の使用を控える場面では、「接触確認アプリ」（COCOA）を機能させるため、「電源及びbluetoothをONにした上で、マナーモードにすること」を推奨する。）

#### 2. 業務遂行に関するサービス規律

- 「手洗い・手指消毒」を一定時間内や必要に応じて励行するよう習慣化する。
- 「マスク着用」（※2）を励行させ、「咳エチケット」の習慣化する。
- ユニホーム等の洗濯は、こまめに実施する。

#### 3. 執務室、休憩スペース、従業員用トイレ等の使用注意と管理

- 執務室等の机・椅子・パソコン・電話・コピー機等は、定期的に消毒を実施する。  
特に、業務終了後、他の人と共用するテーブル・椅子・階段手摺・ロッカーノブ・ドアノブ等は、重点的に消毒作業する。
- 休憩スペースにおける行動も注意する。気が緩む場所だけに特に注意が必要。  
（具体的）従業員同士でも「身体的距離の確保」（※1）を習慣化する。  
休憩室の換気は常に実施する。（※3）「大声を控える」旨の掲示と周知を行う。  
マスクを着用しているであっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい。  
休憩時間の取得を工夫し、密接にならないよう留意する。

飲食時は、対面にならないようにし、会話も控える。

共有する物品（テーブル、椅子等）は、各自の使用後に消毒を実施する。（※5）  
入退出前後に手洗いをを行う。

- 従業員用トイレの清掃にも配慮する。  
座面は、使用の都度消毒を実施し、次の使用者に配慮する。  
トイレの蓋を閉めて汚物を流す。  
「ペーパータオル」「個人用タオル」を使用し、ハンドドライヤーは使用中止する。  
床面を清掃消毒する。

#### 4. 罹患者が発生した場合の対処方針を事前に確認

- 従業員の家族・同居者が罹患、並びに、感染者との接触が判明した場合、直ちに所属長に報告を行い就業等の相談を実施し、休暇取得等を促す。
- 従業員が陽性者等であると判明した場合は、速やかに会社に報告し、会社は保健所と連携を図る。  
(会社の健康情報の取扱いについては、必要最小限の関係者に限るものとする。)
- 会社は保健所との連絡担当者を決定し、保健所の指示による濃厚接触者の自宅待機、保健所の積極的疫学調査に備える。  
(陽性者の勤務状況、座席表、フロアの見取り図を準備)  
保健所の指示等により、職場の消毒等が必要となった場合、陽性者の執務室・机・椅子・パソコン電話等々の消毒を実施。また、共用部分である休憩室（テーブル・椅子等）・喫煙室・ロッカールーム・トイレ等の消毒を実施する。（消毒に際しては、保護具を着用）  
【本項は、ゴルフプレーヤーの発症が判明した場合にも適用する。】

#### 【注記】

- ※1 「身体的距離の確保」とは  
できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努めることをいう。
- ※2 「正しいマスクの着用」とは  
感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。  
マスクの着用法について、厚生労働省 HP「国民の皆様へ（新型コロナウイルス感染症）」参照
- ※3 換気徹底による密閉回避・保温
  - ・適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気の徹底  
(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)  
換気に加えて、CO2測定装置の設定(室内の複数個所に測定し、換気が不十分となりやすい場所)と常時モニター(1,000ppm以下)の活用を検討。
- ※4 抗原簡易キットの購入にあたって
  - 1 連携医療機関を定めること
  - 2 検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
  - 3 国が承認した抗原簡易キットを用いること
  - ・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照する。  
(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>  
(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>
- ※5 消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

## ゴルフ場運営・管理上の「新型コロナウイルス感染防止対策」

### 【目的】

- ◆ 「三つの密」により感染拡大の原因となる可能性が高いと指摘されている「レストラン」について、回避方法を示す。
- ◆ 「人と人との接触」により感染拡大の原因となる可能性が高いと指摘されている「ロッカールーム」について、回避方法を示す。
- ◆ ゴルフ場特有の施設としての「乗用カート」により感染拡大が発生しないよう、防止対策を示す。
- ◆ 「クラブハウス」及び「ゴルフコース」内での感染拡大防止対策を示す。

### 【具体的施策チェックリスト】

#### 1. 「ロッカールーム」及び「フロント受付」・・・人と人との接触防止

- 「ロッカールーム」や「フロント受付」における「人と人との接触を防止」は、予約時間（スタート時刻）の間隔が決め手となるため、通常時よりもスタート間隔を拡大した営業政策が必要。
- 「フロント受付」については、「身体的距離の確保」(※1)に必要な距離を明示する。
- プレー代金の精算は、「自動精算機」の使用を奨励する。  
対面の場合は、「クレジットカード」や「電子マネー」での精算をお願いする。
- 「使用ロッカー」をスタート時刻に応じて間隔を取るなどの工夫し、接触機会を大幅に少なくする。また、プレーヤー同士のロッカー室内での会話を自粛するよう要請する。  
ロッカールームでの滞留時間は、通常長くても10分以内と考えられるが、それをさらに短縮するために、入場時の服装もプレースタイルを許可する。

#### 2. クラブハウスの管理・清掃等で実行すべき事項

- プレーヤーとの対面接客が必要な箇所（フロントやマスター室等）には、アクリル板・透明のビニールカーテン等で遮蔽を実施する。  
(注)「ビニールカーテン等」については、(公財)日本防災協会が定める防災性能基準に適合する防災製品として「防災製品ラベル」が添付されているものを使用する。
- クラブハウスは、窓を開放して定期的に換気を実施する。(※3)  
寒冷な場面では、室温が下がらない範囲で常時窓を少し開ける等の工夫をすること。
- 可能な限り、消毒液をプレーヤーの導線に沿ったポイント「玄関・コースへの出入り口・トイレ食堂・ロッカールーム出入り口」に設置する。
- 不特定多数が接触する箇所（テーブル・椅子・階段手摺・ロッカーノブ・貴重品ボックス等）は、定期的に消毒作業を実施する。(※5)
- トイレの清掃
  - ・便器清掃は、定時巡回清掃を実施。(便器内については通常清掃で可)
  - ・ハンドドライヤーは休止し、個人用ハンドタオル、ペーパータオルを設置する。
  - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ロビー等のパブリックスペース
  - ・「身体的距離の確保」(※1)が出来るように設置する。(席数減)
  - ・常時換気を行う。(※3)
  - ・テーブル・椅子等、不特定多数が接触する箇所は定期的に消毒する。
- ゴミの廃棄
  - ・鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
  - ・回収作業従事者は、マスク(※2)並びに手袋を着用する。
  - ・マスク・手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。
  - ・ゴミの回収は、定期的実施する。
- クラブハウスの未使用箇所は、不要な立ち入りが無いよう閉鎖する。

### 3. 浴室・脱衣室を使用する場合、実行すべき事項

- プレーヤー同士の浴室・浴槽・脱衣室での会話を自粛するよう要請する。
- 浴室・浴槽・脱衣室における「身体的距離の確保」(※1)に注意を促す。
- 脱衣室・浴室の定期的な換気を実施する。(※3)
- 脱衣篋(脱衣棚)等の備品は定期的に消毒する。
- 風呂桶などの共用する備品は使用後に流水で水洗いするよう促す。
- 化粧品・ブラシ等は持参するよう要請する。

### 4. レストランを営業する場合、実行すべき事項(直近の感染状況から、特に注意が必要)

- テーブル・椅子を減少し、「身体的距離の確保」(※1)を実施する。
- 席の配置を対面から横並びに変更 もしくは 対面の場合は、アクリル板を設置する。
- 常時換気のために適切な空調設備を活用する。(※3)
- テーブル・椅子・調味料等の容器・メニュー等の手の触れる箇所は定期的に消毒を実施する。
- 昼食のみ提供。スタート時刻の間隔拡大により、一定時間内の滞留者数を減少させる。
- 「大声を控える」旨の掲示と周知を行う。常時マスク着用、食事中も言葉を交わすときはマスク着用(※2)
- テーブルサービスで注文を受ける時は、可能な範囲で間隔を保つ。
- 過度な飲酒の自粛を要請する。

(注) レストランの営業にあたっては、上記対策のほか、適宜以下のガイドラインも参照すること。

「外食業の事業継続のためのガイドライン」 <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

### 5. 乗用カート

- 乗用カートの消毒、使用後に実施する。

### 6. その他の事項

- 「スコアカードホルダー」は、使用後に清拭消毒する。
- 「スコア記入用鉛筆」、「使い捨てプラスチックマーカー」等、当日使用分は破棄する。
- 「レンタルクラブ」、「レンタルシューズ」は中止か、継続の場合は、使用後に消毒を実施する。
- 新型コロナウイルス感染防止対策を定期的に館内放送やポスター掲示などで広報する。
- 送迎バス等営業で使用する車両内の「常時換気又はこまめな換気」、「消毒の徹底」などを実施する。

#### 【注記】

※1 「身体的距離の確保」とは

できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努めることをいう。

※2 「正しいマスクの着用」とは

感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う(品質の確かな、できれば不織布を着用)。

マスクの着用法について、厚生労働省 HP「国民の皆様へ(新型コロナウイルス感染症)」参照

※3 換気徹底による密閉回避・保温

・適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気の徹底

(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)

換気に加えて、CO2測定装置の設定(室内の複数個所に測定し、換気が不十分となりやすい場所)と常時モニター(1,000ppm以下)の活用を検討。

※5 消毒方法については、例えば厚生労働省 HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

## プレーヤーに協力を要請する「新型コロナウイルス感染防止対策」

### 【目的】

- ◆ ゴルフ場における「新型コロナウイルス感染症対策」の成功は、ゴルフプレーヤーの感染拡大防止に向けた理解と協力が必要不可欠。
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症」の予防措置として、ゴルフプレーヤーの方々にも従来と違うサービスの提供と成らざるを得ないことを理解して頂く。

### 【具体的施策チェックリスト】

#### 1. 入場制限事項の明確化と告知

- 「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大を防止するために、しばらくの間、以下の点を遵守の上、ご来場頂くようホームページ等で事前告知を実施する。入場時に検温を実施する。

#### 【謝絶事由】

発熱等の風邪の症状がある方、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方、咳、痰、胸部不快感のある方は、プレーの自粛をお願いするケースがある。

新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や同居のご家族や身近な知人に「新型コロナウイルス感染症」の感染が疑われる方がいる場合。並びに、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。

臭覚・味覚に異常があると感じている方。

#### 2. 入場後の依頼事項

- ゴルフ場入場時、昼食時、プレー終了後は、「手洗い・手指消毒」を徹底するよう依頼する。
- 「ロッカールーム」では、「身体的距離の確保」(※1)と会話の自粛を要請する。
- 発熱等の風邪症状がプレー中に生じた方は、プレーの中断を依頼するケースがあることを事前告知しておく。（不安の方はお申し出により、非接触型の体温計により検温を実施する。）
- 来場に際しては、マスク着用(※2)を依頼。プレー中は、マスクの携帯を依頼する。
- 複数人でのプレーの場合、「身体的距離の確保」(※1)を常にとり、会話を控えるかマスク着用(※2)を依頼する。特に危険回避のために大きな声を出す場合に備え、身体的距離(※1)を確保しておくこと。
- 「乗用カート」は、乗車中の会話を控えるか、会話する場合は、マスク着用(※2)を要請する。
- 送迎バス等営業で使用する車両内での①対人距離の確保、②マスクの着用(※2)を要請する。

#### 3. 「新型コロナウイルス感染症」対策として従業員の接遇について

- 従業員は、マスク着用(※2)の上、感染予防に必要とされる「身体的距離の確保」(※1)の上、業務を遂行させて頂くことを事前告知しておく。
- キャディーはプレーヤーが乗車中は原則乗しないこと、原則「身体的距離の確保」の上、サービスをさせて頂くことを事前告知しておく。

#### 4. 感染発覚後の連絡依頼（「保健所への連絡」については、従業員の罹患時と同様）

- 来場後に、万が一「新型コロナウイルス」に感染した場合は、出来る限り連絡を入れて頂くよう事前に依頼しておく。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いにも十分注意しながら、来場者の名簿を適正に管理する。

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ」(COCOA)、自治体独自の通知アプリ、QRコード読取を活用したシステムへの登録を推奨する。  
(携帯電話の使用を控える場面では、「接触確認アプリ」(COCOA)を機能させるため、「電源及びBluetoothをONにした上で、マナーモードにすること」を推奨する。)

【注記】

- ※1 「身体的距離の確保」とは  
できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努めることをいう。
- ※2 「正しいマスクの着用」とは  
感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う(品質の確かな、できれば不織布を着用)。  
マスクの着用法について、厚生労働省HP「国民の皆様へ(新型コロナウイルス感染症)」参照